

本牧市民プール再整備事業 入札説明書の修正事項

番号	資料名	頁数	行数	項目	修正理由	修正前	修正後
1	入札説明書	13	27	4_(2)_ア_(7)	質問回答No. 28 表現の統一による 内容の明確化	<p>提案企業は、横浜市契約規則（昭和39（1964）年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に該当する者ではないこと。また、同条第2項に定める資格（以下「本市の入札参加資格」という。）を有する者であること。</p> <p>なお、本市の入札参加資格を有しない民間事業者を提案企業とする場合は、入札参加資格の随時登録申請に基づき申請を行うこと。</p>	<p>提案企業は、横浜市契約規則（昭和39（1964）年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に該当する者ではないこと。また、同条第2項に定める資格を有する者（<u>令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿において登録を認められている者</u>）であること。</p> <p>なお、<u>令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿において登録を認められていない</u>民間事業者を提案企業とする場合は、<u>令和元・2年度の入札参加資格審査申請（随時申請）に基づき申請を行い、入札及び第二次審査資料の提出期限の日までに登録を認められていること。</u></p>
2	入札説明書	15	1	4_(2)_イ_(7)	質問回答No. 28 表現の統一による 内容の明確化	<p>令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等若しくは<u>工事関係</u>又は物品・委託等）において登録を認められている者又は登録申請中の者であること。</p> <p>なお、登録申請中の者は、入札書及び第二次審査資料の提出期限の日までに登録を認められなかった場合、入札参加資格を欠くものとする。</p>	<p>令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等若しくは<u>工事</u>又は物品・委託等）において登録を認められている者又は登録申請中の者であること。</p> <p>なお、登録申請中の者は、入札書及び第二次審査資料の提出期限の日までに登録を認められなかった場合、入札参加資格を欠くものとする。</p>
3	入札説明書	15	32	4_(2)_エ_(7)_ b	質問回答No. 28 表現の統一による 内容の明確化	<p>令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（<u>工事関係</u>）において、「建築」に登録を認められている者又は登録申請中の者であること。なお、登録申請中の者は、入札書及び第二次審査資料の提出期限の日までに登録を認められなかった場合、入札参加資格を欠くものとする。</p>	<p>令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（<u>工事</u>）において、「建築」に登録を認められている者又は登録申請中の者であること。なお、登録申請中の者は、入札書及び第二次審査資料の提出期限の日までに登録を認められなかった場合、入札参加資格を欠くものとする。</p>

本牧市民プール再整備事業 入札説明書の修正事項

番号	資料名	頁数	行数	項目	修正理由	修正前	修正後
4	入札説明書	15	36	4_(2)_エ_(7)_c	質問回答No. 28 表現の統一による内容の明確化	令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（ <u>工事関係</u> ）において、「建築」の工種においてA等級であること。	令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（ <u>工事</u> ）において、「建築」の工種においてA等級であること。
5	入札説明書	16	16	4_(2)_エ_(1)_b	質問回答No. 28 表現の統一による内容の明確化	令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（ <u>工事関係</u> ）において、「電気」に登録を認められている者又は登録申請中の者であること。なお、登録申請中の者は、入札書及び第二次審査資料の提出期限の日までに登録を認められなかった場合、入札参加資格を欠くものとする。	令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（ <u>工事</u> ）において、「電気」に登録を認められている者又は登録申請中の者であること。なお、登録申請中の者は、入札書及び第二次審査資料の提出期限の日までに登録を認められなかった場合、入札参加資格を欠くものとする。
6	入札説明書	16	20	4_(2)_エ_(1)_c	質問回答No. 28 表現の統一による内容の明確化	令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（ <u>工事関係</u> ）において、「電気」の工種においてA等級であること。	令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（ <u>工事</u> ）において、「電気」の工種においてA等級であること。
7	入札説明書	16	29	4_(2)_エ_(7)_b	質問回答No. 28 表現の統一による内容の明確化	令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（ <u>工事関係</u> ）において、「管」に登録を認められている者又は登録申請中の者であること。なお、登録申請中の者は、入札書及び第二次審査資料の提出期限の日までに登録を認められなかった場合、入札参加資格を欠くものとする。	令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（ <u>工事</u> ）において、「管」に登録を認められている者又は登録申請中の者であること。なお、登録申請中の者は、入札書及び第二次審査資料の提出期限の日までに登録を認められなかった場合、入札参加資格を欠くものとする。
8	入札説明書	16	33	4_(2)_エ_(7)_c	質問回答No. 28 表現の統一による内容の明確化	令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（ <u>工事関係</u> ）において、「管」の工種においてA等級であること。	令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（ <u>工事</u> ）において、「管」の工種においてA等級であること。

本牧市民プール再整備事業 入札説明書の修正事項

番号	資料名	頁数	行数	項目	修正理由	修正前	修正後
9	入札説明書	17	11	4_(2)_エ_(イ)_b	質問回答No. 28 表現の統一による内容の明確化	令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（ <u>工事関係</u> ）において、「土木」の工種について登録を認められている者又は登録申請中の者であること。なお、登録申請中の者は、入札書及び第二次審査資料の提出期限の日までに登録を認められなかった場合、入札参加資格を欠くものとする。	令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（ <u>工事</u> ）において、「土木」の工種について登録を認められている者又は登録申請中の者であること。なお、登録申請中の者は、入札書及び第二次審査資料の提出期限の日までに登録を認められなかった場合、入札参加資格を欠くものとする。
10	入札説明書	17	15	4_(2)_エ_(イ)_c	質問回答No. 28 表現の統一による内容の明確化	令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（ <u>工事関係</u> ）において、「土木」の工種においてA等級であること。	令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（ <u>工事関係</u> ）において、「土木」の工種においてA等級であること。
11	入札説明書	17	21	4_(2)_カ	質問回答No. 13 備品等設置企業の資格区分に工事を追加	備品等設置業務を実施する提案企業（以下「備品等設置企業」という。）は、令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（ <u>物品・委託等</u> ）において登録を認められている者又は登録申請中の者であること。 なお、登録申請中の者は、入札書及び第二次審査資料の提出期限の日までに登録を認められなかった場合、入札参加資格を欠くものとする。	備品等設置業務を実施する提案企業（以下「備品等設置企業」という。）は、令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（ <u>工事又は物品・委託等</u> ）において登録を認められている者又は登録申請中の者であること。 なお、登録申請中の者は、入札書及び第二次審査資料の提出期限の日までに登録を認められなかった場合、入札参加資格を欠くものとする。

本牧市民プール再整備事業 入札説明書の修正事項

番号	資料名	頁数	行数	項目	修正理由	修正前	修正後
12	入札説明書	18	20	4_(2)_ケ	質問回答No. 28 表現の統一による 内容の明確化	<p>本施設における利便機能を営業する提案企業である利便機能営業者は、次の要件を全て満たすものとする。</p> <p>(ア) 利便機能営業の実施にあたり必要な資格を有する者、又は必要な資格を有する者を利便機能営業の実施体制において配置できる者であること。</p> <p>(イ) 平成21（2009）年4月1日から一般競争入札参加資格確認資料の提出期限の日までの間に利便機能営業と同種又は類似する業務を1年以上実施した実績を有する者であること。</p>	<p>本施設における利便機能を営業する提案企業である利便機能営業者は、次の要件を全て満たすものとする。</p> <p><u>(ア) 令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等若しくは工事又は物品・委託等）において登録を認められている者又は登録申請中の者であること。</u></p> <p><u>なお、登録申請中の者は、入札書及び第二次審査資料の提出期限の日までに登録を認められなかった場合、入札参加資格を欠くものとする。</u></p> <p>(イ) 利便機能営業の実施にあたり必要な資格を有する者、又は必要な資格を有する者を利便機能営業の実施体制において配置できる者であること。</p> <p>(イ) 平成21（2009）年4月1日から一般競争入札参加資格確認資料の提出期限の日までの間に利便機能営業と同種又は類似する業務を1年以上実施した実績を有する者であること。</p>

本牧市民プール再整備事業 入札説明書の修正事項

番号	資料名	頁数	行数	項目	修正理由	修正前	修正後
13	入札説明書	18	28	4_(2)_コ	質問回答No. 28 表現の統一による内容の明確化	<p>付帯事業者は、次の要件を全て満たすものとする。</p> <p>(ア) 付帯事業の実施にあたり必要な資格を有する者、又は必要な資格を有する者を付帯事業の実施体制において配置できる者であること。</p> <p>(イ) 平成21（2009）年4月1日から一般競争入札参加資格確認資料の提出期限の日までの間に計画提案書に示す付帯事業に関する提案内容と同種又は類似する業務を1年以上実施した実績を有する者であること。</p>	<p>付帯事業者は、次の要件を全て満たすものとする。</p> <p><u>(ア) 令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等若しくは工事又は物品・委託等）において登録を認められている者又は登録申請中の者であること。</u></p> <p><u>なお、登録申請中の者は、入札書及び第二次審査資料の提出期限の日までに登録を認められなかった場合、入札参加資格を欠くものとする。</u></p> <p>(イ) 付帯事業の実施にあたり必要な資格を有する者、又は必要な資格を有する者を付帯事業の実施体制において配置できる者であること。</p> <p>(イ) 平成21（2009）年4月1日から一般競争入札参加資格確認資料の提出期限の日までの間に計画提案書に示す付帯事業に関する提案内容と同種又は類似する業務を1年以上実施した実績を有する者であること。</p>
14	入札説明書に関する質問（第1回）への回答（その1）	5		質問回答No. 19	質問回答No. 19 回答内容の明確化を図るための回答内容の追記	<p>本入札手続において押印が必要な書類等については、記載要領の3_(2)_ウ_(エ)（3頁）の使用印鑑届による印鑑を使用してください。また、当該印鑑は記載要領の3_(2)_ウ_(ウ)（3頁）により印鑑登録されていることが証明されていることが必要です。</p>	<p>本入札手続において押印が必要な書類等については、記載要領の3_(2)_ウ_(エ)（3頁）の使用印鑑届による印鑑を使用してください。また、当該印鑑は記載要領の3_(2)_ウ_(ウ)（3頁）により印鑑登録されていることが証明されていることが必要です。</p> <p><u>なお、印鑑登録されている印鑑の名義と異なる名義の印鑑を使用する場合は、印鑑登録されている印鑑の名義人から使用印鑑届による印鑑の名義人への委任状（様式自由、ただし、印鑑登録されている印鑑と使用印鑑届による印鑑の双方が押印していること。）を使用印鑑届に添付して提出してください。</u></p>

本牧市民プール再整備事業 入札説明書の修正事項

番号	資料名	頁数	行数	項目	修正理由	修正前	修正後
15	入札説明書添付資料1_要求水準書	21	19	第2_3_(1)_ア	最近の事故情報をふまえた安全対策に関する留意事項の追記	既存の本牧市民プールが市民に提供してきたサービス（プールの種類などの施設内容を含む。）の水準を超えるサービスの提供を図ることをふまえ、屋外遊泳用プールの種類などの本施設の施設内容については、既存の本牧市民プールの施設内容の他、今後の屋外遊泳用プールの利用需要に応じた施設内容や、本市が平成30年5月19日に開催した意見交換会における「本牧市民プール建て替えについての意見交換会でいただいた、主なご意見」（資料7）及び本市が平成30年8月17日に開催した「子どもアドベンチャー」に会場した100名以上の幼児、小学生の皆さんに対して再整備後の本牧市民プールにあったらいいと思う遊具等についてのアンケート結果である「幼児、小学生へのアンケート調査結果」（資料8）を参考として、市民が親しみをもって長きにわたり利活用できるような施設内容とすること。	既存の本牧市民プールが市民に提供してきたサービス（プールの種類などの施設内容を含む。）の水準を超えるサービスの提供を図ることをふまえ、屋外遊泳用プールの種類などの本施設の施設内容については、既存の本牧市民プールの施設内容の他、今後の屋外遊泳用プールの利用需要に応じた施設内容や、本市が平成30年5月19日に開催した意見交換会における「本牧市民プール建て替えについての意見交換会でいただいた、主なご意見」（資料7）及び本市が平成30年8月17日に開催した「子どもアドベンチャー」に会場した100名以上の幼児、小学生の皆さんに対して再整備後の本牧市民プールにあったらいいと思う遊具等についてのアンケート結果である「幼児、小学生へのアンケート調査結果」（資料8）を参考として、市民が親しみをもって長きにわたり利活用できるような施設内容とすること。 <u>なお、仮設プールやエア遊具等の導入にあたっては、事故情報などもふまえ、利用者の特性と当該プールや遊具等の特性に応じた安全対策の充実を図ること。</u>
16	入札説明書添付資料3_事業契約書（案）	44	18	第126条（PFI事業者の帰責事由による契約解除の効力）第2項	質問回答No.90 違約金算定方法の変更	PFI事業者は、前項の場合において、PFI事業契約解除時点から当初の事業期間終了時点までに収受予定であった指定管理料及びその他費用の残額の100分の10に相当する額を違約金として、本市から契約解除の通知を受けてから直ちに本市へ支払わなければならない。	PFI事業者は、前項の場合において、PFI事業契約解除通知日が属する事業年度において収受予定であった指定管理料及びその他の費用の総額（消費税等を含む。）の100分の10に相当する額を違約金として、本市から契約解除の通知を受けてから直ちに本市へ支払わなければならない。

本牧市民プール再整備事業 入札説明書の修正事項

番号	資料名	頁数	行数	項目	修正理由	修正前	修正後
17	入札説明書添付資料5_事業費等の算定及び支払方法	5	7	4_(3)_ウ 指 定管理料	質問回答No. 95 指定管理料の支払方法の変更	<p>各回の支払額は、<u>支払対象期間が含まれる事業年度における年間指定管理料を算定した上で、当該年間指定管理料に計画提案に基づいてPFI事業者が当該事業年度に支払う本施設の施設管理業務及び施設運営業務の実施に要する管理運営費用（通信費、水光熱費を含む。）の総額に占める各支払対象期間に支払う管理運営費用の割合を乗じて得られた金額を支払うものとする。</u></p> <p><u>年間指定管理料は、指定管理料の総額に本施設等の引渡日の翌日から事業期間の終了日までの総日数に占める各事業年度における支払対象期間の総日数の割合を乗じて得られた金額を当該事業年度における年間指定管理料とする。このため、第1回目の支払に関する年間指定管理料は、指定管理料の総額に本施設の引渡日の翌日から事業期間終了日までの総日数に占める本施設の引渡日の翌日から最初に到来する事業年度末日までの日数の割合を乗じて得られた金額とする。</u></p> <p>各回の支払額 = <math>\frac{\text{（支払対象期間が含まれる事業年度の年間指定管理料）}}{\text{（支払対象期間においてPFI事業者が支払う管理運営費用）}} \times \frac{\text{（支払対象期間が含まれる事業年度にPFI事業者が支払う管理運営費用）}}{\text{（本施設等の引渡日の翌日から事業期間の終了日までの総日数）}}</math></p> <p>年間指定管理料 = <math>\frac{\text{指定管理料の総額}}{\text{（支払対象期間が含まれる事業年度の日数）}} \times \text{（本施設等の引渡日の翌日から事業期間の終了日までの総日数）}</math></p>	<p>各回の支払額は、<u>指定管理料の総額に計画提案に基づいてPFI事業者が支払う本施設の施設管理業務及び施設運営業務の実施に要する管理運営費用（通信費、水光熱費を含む。）の総額に占める当該支払対象期間に支払う管理運営費用の割合を乗じて得られた金額を支払うものとする。</u></p> <p>各回の支払額 = <math>\frac{\text{指定管理料の総額}}{\text{（当該支払対象期間においてPFI事業者が支払う管理運営費用）}} \times \frac{\text{（PFI事業者が支払う管理運営費用の総額）}}{\text{（本施設等の引渡日の翌日から事業期間の終了日までの総日数）}}</math></p>

本牧市民プール再整備事業 入札説明書の修正事項

番号	資料名	頁数	行数	項目	修正理由	修正前	修正後
18	入札説明書添付資料6_公有財産貸付契約書(案)	4	18	第18条(原状回復)	質問回答No. 101 原状回復の規定に関する変更	乙は、第4条に定める貸付期間が満了したとき又は前条の規定により本契約を解除され、若しくは解除した場合は、貸付物件を原状に回復し、甲の立会い及び確認を得て甲の指定する期日までに返還しなければならない。	乙は、第4条に定める貸付期間が満了したとき又は前条の規定により本契約を解除され、若しくは解除した場合は、貸付物件を原状に回復し、甲の立会い及び確認を得て甲の指定する期日までに返還しなければならない。 <u>ただし、甲が指示した場合には、この限りではない。</u>
19	入札説明書添付資料7_公有地貸付契約書(案)	4	26	第15条(契約の解除)	質問回答No. 105 不可抗力事由による契約の解除の規定を追加	第15条第1項から第4項までは原文のとおり。	以下の第5項を追加。 <u>5 乙は、自然災害等の不可抗力により事業の継続が不能又は著しく困難な事態に至った場合は、甲に対し、書面で申入れ、甲の承諾を得ることにより本契約を解除することができるものとする。</u>
20	入札説明書添付資料9_提出書類の記載要領	3	32	第1_3_(2)_カ 設計企業に関する確認資料(様式9)	入札説明書に記載の内容と整合していない記載の誤りの修正	入札説明書4_(2)_ウ_(ウ)に定める実績を有することを確認するための施設概要を示す資料(様式は随意とするが、屋外又は屋内の水泳又は遊泳利用に供することを目的とした25m以上又は同程度の規模のプール施設を有する教育文化施設又はスポーツ・レクリエーション施設の実設計の元請の実績(新築又は対象範囲にプールを含む改築に限る。)を有することが確認できる内容とすること。)及び当該施設における基本設計業務及び実施設計業務を完了した実績を有することを証する契約書(業務名、履行期間、契約金額、契約日、発注者名、受注者名が確認できる部分のみで差し支えない。)の写し なお、共同企業体方式での実績は、出資比率が総出資額の10分の2以上で、その内容を証明できる契約書の写し	入札説明書4_(2)_ウ_(ウ)に定める実績を有することを確認するための施設概要を示す資料(様式は随意とするが、屋外又は屋内の水泳又は遊泳利用に供することを目的とした25m以上又は同程度の規模のプール施設を有する教育文化施設又はスポーツ・レクリエーション施設の実設計の元請の実績(新築又は対象範囲にプールを含む改築に限る。)を有することが確認できる内容とすること。)及び当該施設における実施設計業務を完了した実績を有することを証する契約書(業務名、履行期間、契約金額、契約日、発注者名、受注者名が確認できる部分のみで差し支えない。)の写し なお、共同企業体方式での実績は、出資比率が総出資額の10分の2以上で、その内容を証明できる契約書の写し

本牧市民プール再整備事業 入札説明書の修正事項

番号	資料名	頁数	行数	項目	修正理由	修正前	修正後
21	入札説明書添付資料9_提出書類の記載要領	5	4	第1_3_(2)_ク 工事監理企業に関する確認資料 (様式9)	入札説明書に記載の内容と整合していない記載の誤りの修正	入札説明書4_(2)_ウ_(ウ)に定める実績を有することを確認するための施設概要を示す資料(様式は随意とするが、屋外又は屋内の水泳又は遊泳利用に供することを目的とした25m以上又は同程度の規模のプール施設を有する教育文化施設又はスポーツ・レクリエーション施設の <u>建築工事</u> の元請の実績(新築又は対象範囲にプールを含む改築に限る。)を有することが確認できる内容とする。)及び当該施設における <u>工事監理業務</u> を完了した実績を有することを証する契約書(業務名、履行期間、契約金額、契約日、発注者名、受注者名が確認できる部分のみで差し支えない。)の写し	入札説明書4_(2)_ウ_(ウ)に定める実績を有することを確認するための施設概要を示す資料(様式は随意とするが、屋外又は屋内の水泳又は遊泳利用に供することを目的とした25m以上又は同程度の規模のプール施設を有する教育文化施設又はスポーツ・レクリエーション施設の <u>実施設計</u> の元請の実績(新築又は対象範囲にプールを含む改築に限る。)を有することが確認できる内容とする。)及び当該施設における <u>実施設計業務</u> を完了した実績を有することを証する契約書(業務名、履行期間、契約金額、契約日、発注者名、受注者名が確認できる部分のみで差し支えない。)の写し <u>なお、共同企業体方式での実績は、出資比率が総出資額の10分の2以上で、その内容を証明できる契約書の写し</u>